

KSKR

No. 248

2019
Mar.

3

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

総会について

詳細はまだ未定ですが、2019年5月28日(火曜日)午前10時受付、10時半総会開始、そして、午後、奈良県をつなぐ育成会の理事長の阪口貴子氏をお招きして座談会形式の研修を予定しています。場所は和歌山県を予定しています。会員の皆様には、おって、総会案内と出欠届&委任状を個別に郵送します。この日、昼食のお弁当を用意する予定です。皆様のご予定のほどよろしくお願い致します。

今回は、2019年度特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第12回総会となります。奈良県自閉症協会(社団法人日本自閉症協会奈良支部)1998年(平成10年)5月発足から数えると21年目を迎えます。最近では自閉症・発達障害者の数が非常に多くなっています。(これは診断技術が進んだためか。)しかし、私たちの協会は年数がたつにしたがい会員数がだんだん少なくなってきました。自閉症・発達障害の支援についての医療・教育・福祉分野での課題は、いまだ山積し、むしろ、深刻な問題も増えてきており、子育ての配慮の重要性は昔とあまり変わりません。にもかかわらず、会に結束できないのは、昔は支援サービスが十分ではなく、家族とくに母親は子育てに付きっきりでないと生活でき

なかった現状がありました。そのため情報を求めて全国を飛び回り、我が子の療育法をもとめて、勉強しました。その時のお母さんたちが団結して、1960年代の話ですが自閉症の正しい理解と啓発及び行政活動をし、それまでは学籍なしで、学校には入れてもらえなかった自閉症のわが子を、学校教育できるようにはじめて情緒障害児学級というものを国につくさせたのです。このように、実は情緒障害児学級は自閉症の子を受け入れるためのものでした。なぜならこの時はわが国では自閉症ということばもあまり知られておらず障害と認められていなかったからです。親の運動の力で勝ち取ったものなのです。そして自閉症・親の会を発足させ、全国組織の協議会にし、社団法人日本自閉症協会となり、現在の一般社団法人日本自閉症協会と変遷してきました。さきの奈良県自閉症協会の発会式には現在60歳になる自閉症の息子さんを持つ、元日本自閉症協会の副会長の須田初枝さんが、奈良に来てくださり、銀座の有名なお寿司屋さんの提灯を破った子どもさんのエピソードから、3年間学籍のない学校に入れてもらうため、付きっきりで学校に通ったこと。物事の善悪、社会的ルール、自己制御の心など、将来の自立を目指して親が子とともに積極的に社会に出

て、現場で教え、褒めたり叱ったりして療育をされたことを話してください。放課後等デイサービスなどの支援がある今日ですが、自閉症の子に対する親の子育ての基本スタンスは今も昔も変わりなく、全て学校や第三者任せでは自立した人間を作り上げることはできないと考えます。自閉症の人たちの支援の質や豊かな暮らしの保証のためには、個々人の取り組みだけではなく、同じ願と要求で団結した、親の協力が重要であり、ある程度の数が重要です。行政施策の優先順位にもなります。行政は必ず「会員はどれくらいおられますか」と聞いてきます。今なお親の会(自閉症協会)の必要性にはわかりありません。一般社団法人日本自閉症協会が創立50周年を記念し編集した「自閉症 過去・現在・未来-50年を共にあゆんで-」がジアース教育新社から発売されています。行政をはじめ、自閉症関係者には、ぜひ、目を通して欲しい一冊です。ぜひご購入検討をお願いします。これからも特定非営利活動法人奈良県自閉症協会に皆様のご協力をお願いします。



きょうされん滋賀支部 県に申し入れ

2019年3月20日

滋賀県知事

三日月 大造 様

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課長

岡野 和薫 様

きょうされん滋賀支部

理事長 小野 幸弘

優生保護法被害問題(強制不妊手術)に関する申し入れ

春風の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は障害福祉向上のためにご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、2019年3月2日(土)の京都新聞において、「近江学園 強制不妊関与か」との報道がありました。

私たちは驚きを禁じえません。手術が行なわれたかどうか定かではないとのことですが、糸賀一雄氏の「福祉の思想」を抛り所に、福祉先進県と称されてきた滋賀県で、障害のある人の願いをもとに様々な事業を展開している事業所として、今回の報道は到底見過ごすことはできません。

きょうされんは、1977年に結成しましたが、今まで優生保護法の被害について特別にとりくんできたことはありませんでした。しかし、作業所や施設の利用者やその知り合いの中に、被害者がいるという話が届くことはありました。私たちきょうされんは、結成以来19年間優生保護法と同じ時期に活動しながら、その時も、それ以降もこの問題に注目してこなかったことを心から反省しています。そのうえで、きょうされんは、一人でも多くの被害者が泣き寝

入りすることなく国の謝罪や補償が受けられるよう真摯に相談にのること、また優生保護法の歴史や被害問題に対する学習を深め、裁判を応援することを表明しています。

滋賀県として、まずは近江学園での強制不妊手術の関与について徹底的に真相を解明し、関与が事実であれば、真摯に反省、謝罪することを求めます。そして、障害のある人の差別を禁止し、共生社会を実現していく先頭に立つ滋賀県としての決意と行動を求め、下記の通り申し入れます。

記

- 1、近江学園での強制不妊手術の関与について、第三者委員会を立ち上げ、真相を明らかにしてください。
- 2、近江学園での強制不妊手術の関与が事実だとすれば、その過ちを認め、被害者とその家族(場合によっては遺族)に対して、謝罪及び県と

しても補償を行ってください。

3、昨年実施された厚生労働省による全国調査が不十分だったことは明白です。県内の障害者支援施設をはじめ障害サービス事業所や病院(特に精神科病院、優生保護法指定医の医療機関など)、障害者本人や家族等に対して県独自の調査を行い、滋賀県全体の被害状況等の実態を明らかにしてください。

4、間もなく国会に提出が予定されている優生保護被害者に対する新しい法律に対して、国の責任を明確にし、高い水準の補償金を含む被害者の立場に立った法案となるよう早急に申し入れを行ってください。

5、障害のある人の差別を禁止し、共生社会を実現していく先頭に立つ滋賀県として、優生保護法被害問題が全国的かつ全面的に解明され、二度と同じ過ちが繰り返されぬよう、国や地方自治体、全国の障害サービ

ス事業所に、滋賀県の主体的な姿勢を示してください。

以上



NPO 法人日本障害者協議会 緊急声明

2019年3月19日

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」に対する緊急声明

NPO 法人日本障害者協議会 (JD)

代 表 藤井 克徳

当会は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的にした国民優生法とこれに続く優生保護法とその関連政策による被害は、人権に関する政策の中で最大かつ最悪の問題と指摘し、「優生保護法被害者に対する謝罪と補償等に関する提案書」(第1次)(第2次)を発表してきた。そして、2018年1月の仙台地裁への提訴に始まり、全国の7地裁で20

人の原告による国に謝罪と補償を求める裁判を応援している。

3月14日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」が発表された。被害者も高齢化していて、法案作成を急いだとあり、その姿勢については評価できるものの、あまりに不十分であり、到底謝罪の意を反映したものとは思えない。

わけでも、補償金の低水準さには憤りを禁じ得ない。被害を受けた人たちは、国が定めた法律によって身体を傷つけられた。傷つけられた身体は元に戻ることはない。そして子どもを持つ権利・持つか持たないかを選ぶ権利をも奪われたのである。また、他国の水準を参考にしたとされるが、なぜなのか理解に苦しむ。参考にすべきは、ハンセン病患者への対応など、国内の人権回復に伴う補償水準である。もし、他国を例に

というのであれば、その国の障害分野や人権分野の政策全体を踏襲するものでなければならず、都合のいい部分のみの政策採用はどうみても恣意的と言わざるを得ない。

当会の提案において繰り返し述べてきたように、被害者の手術時の辛苦や屈辱、子どもを持ってなくなってしまったことの絶望感は悔やんでも悔やみきれないであろう。しかし、取り戻すことはできない。今できることは、被害者の人権と尊厳を最大限に回復することであり、それへの証は第一義的には補償の水準でしか表せないということを明確に認識すべきである。

加えて、補償額以外にも多くの問題点がある。国の責任や違憲性の明確化、第三者性を担保した被害認定の仕組み、被害者からみて信頼に足りる検証体制の確立など、重要な点で、

私たちの提言と示された「法律案」との間には大きな乖離がある。被害者の心情を察すれば、また意思の表示が困難な被害者が少なくないことを合わせ見れば、今回の「法律案」の不十分さは看過できない。

このような観点から、私たちは、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」については、大幅に見直すべきと考える。それは、部分的な修正ではなく、人権と尊厳の回復を前面に打ち出した新たな「法律案」のイメージである。引き続き超党派で知恵を絞り、「立法府で犯した過ちは、立法府で取り戻す」という視点で、根本に立ち入った「法律案」の再提出を切望する。

滋賀県が県立施設の再調査を決定

優生保護法（1948～96年）の下で障害者らに強制不妊手術が繰り返された問題で、滋賀県の三日月大造知事は19日、県立の病院や福祉施設に手術や審査に関する個人記録が残されていないか、県独自の再調査を行うと明らかにした。関連記録が見つければ手術実施の裏付けになり、被害者の救済につながる可能性がある。昨夏に国が実施した全国調査では、県立施設で記録は発見されなかった。京都新聞が情報公開請求をしたところ、今年2月に知的障害児施設「県立近江学園」（湖南市）で手術申請書などが発見された。三日月知事は「国の調査は持っている資料を出す形で、深いものではなかった。優生手術に県の関与が認められる記録は可能な限り把握する必

要があると考えた」と会見で述べた。再調査の対象は近江学園を除く県立の7施設と、過去に県立だった3施設。優生手術の申請書や健康診断書などが残っていないか、大型連休前の4月26日までに調べ、5月中旬に公表する予定。

（2019年03月19日 12時36分 京都新聞）



応援メッセージのお願い

○世界自閉症啓発デー日本実行委員会<公式サイト>

自閉症や発達障害のある方とその家族への応援メッセージをお願いいたします

- ・自閉症や発達障害のある方とその家族への応援メッセージを、下記登録フォームよりお願いいたします。
- ・投稿していただいたメッセージは公開させていただきます。
- ・投稿いただいた内容に、不適切な内容や不適切な文言があると判断された場合、公開せず削除させていただきます。

- ・投稿していただいてから、公開まで2週間程度かかる場合があります。

○世界自閉症啓発デー公式サイト

<https://bit.ly/2WaTIV7>

短縮したURLです。ぜひ、ふるって

投稿をお願いします。 ○NHK ラジオ（大阪放送局）にて自閉症啓発デーのお知らせ【イベント紹介については関西方面のみ】を放送中です。みなさま一度おたしかめください。またそのなかで、「自閉症、発達障害についてのお問い合わせや相談は、日本自閉症協会へ」と紹介されています。4月2日までの限定で、電波のエリアは、大阪・兵庫・京都・奈良・和歌山・滋賀とその周辺です。「らじる★らじる」「radiko」ですとパソコンやスマホをつかって全国で聴取可能です。 詳細につきましては、当協会HP「お知らせページ」にてご紹介しています http://www.autism.or.jp/cgi-bin/sunbbs/index.html 放送日時はランダムで、主に 09:55	11:50 13:55 15:55 18:50 の枠で期間内に数回以上流れます。 ○3月12日（火）16時から奈良県文化会館1階第1会議室で、障害理解啓発用DVD作成にかかる意見交換会が開催され、作成中のDVDを見せていただきました。発達障害では田中さんと東田さんが出演されていました。 ○3月22日（金）13:00から15:00県庁障害福祉課で奈良県障害者計画の次期改定と奈良県障害者施策の推進についての評価・意見交換会がありました。皆様には、追って示されるアンケート、パブリックコメントに協力をお願いしたいとのことでした。	同意なく障害者DNAを警察が採取 11万円賠償を兵庫県に命令 神戸地裁 兵庫県警の警察官が本人の同意がないのにDNA型鑑定のために口から組織片を採取したのは違法だとして、重度の知的障害がある同県西宮市の男性（41）が県に165万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、神戸地裁（山口浩司裁判長）は13日、違法性を認めて県に11万円の支払いを命じた。 訴状などによると、男性は2015年10月、ガイドヘルパーと一緒に西宮市内へ外出した際、公園内でポリ袋を燃やすなどし、住民からの通報で駆けつけた警察官に職務質問を受けた。その後、西宮署に連れて行かれ、綿棒で口腔（こうくう）内の
--	---	--

組織片を採取された。男性は自閉症による感覚過敏があり、強引な採取にショックを受けて情緒不安定になったという。

原告側は、本人や近くにいた父親から同意を得ない違法な行為で人権を侵害されたと主張。県側の「本人から同意を得た」との主張には、「原告に意思疎通能力はない」などと反論していた。【望月靖祥】毎日新聞
2019年3月13日 16時53分

会計より

次年度の会費納入についてのお願い

今年度は、3月上旬までに次年度会費納入お願いと振込み先を書いたお手紙、振込用紙を郵送いたしました。
次年度会費の早期納入に、ご協力をよろしくお願いいたします。



ご案内

障害者権利条約パラレルレポート学習会 & NDF代表者会議

日時 2019年4月18日(木) 午後1時30分～4時

場所 奈良県文化会館 集会室A

内容 **障害者権利条約パラレルレポート学習会**

講師 尾上浩二氏(DPI日本会議 副議長・元障害者制度改革担当室政策企画調査官)

2014年1月 国会で全会一致で批准された権利条約。2020年秋には国連障害者権利委員会で日本の「条約実施状況」がモニタリングされます。既に政府レポートは提出され、並行してJDFをはじめとしたNGOからの「パラレルレポート」作成も大詰めを迎えています。「日本の障害者白書」ともいえるパラレルレポート。その内容とともに、奈良の実情を重ねて学び合います。

ひきつづき、奈良障害フォーラム(NDF)代表者会議

奈良県障害者施策・予算等の最新動向
各団体の活動から
6月のNDF総会に向けて
その他

出欠表

4月18日(木) **パラレルレポート学習会 & NDF代表者連絡会議に**

・出席します

・出席できません

いずれか一方に○印をおつけください。

当日、話し合いたいことなどがありましたら、お書きください。

団体名 代表者 氏名

(恐れ入りますが、4月15日までにご返事ください)

FAX送信先 0742-63-6766 (担当 小針)

＜お問合せ先＞ 〒630-8424 奈良市古市町 529-4 ふゅーちゃー内
電話 080-1445-7894 FAX 0742-63-6766

3月9日土曜のつながり祭実行委員会に行っていました。

○開催日は5月19日（日）です。

模擬店・ステージ参加申し込みは4月20日実行委員会の日。

○昨年より、駐車場を拡張し、加えて今年は、大和八木からの送迎バスが、一時間に一本運行されます。

○ブースはこれまで出店実績のある団体分については、

テント2分の一のスペースと、会議机一台は貸し出せる用意はあり。

キャンプ用品等、テント・机・いす等お持ちの団体は持ち出しお

願い。

○火気取り扱い店については、必ず消火器を準備お願い。

食品・要冷蔵品については、日中かなり気温上昇する時期で、温度管理にはくれぐれも注意すること。

○今年も協力券500円（100円は払い戻しあり）チラシ配布、ポスター掲示の協力願い。

○バザー品の協力お願い。4月5月の実行員会で受付。

○保育の申込あり。

運営は、奈良県立養護学校の教員の先生方や、障害者協議会の事務局、奈良教育大学教諭学生、福祉

事業所職員の皆様が、

手弁当で時間・労力を惜しむことなく企画運営してくださっています。

世界自閉症啓発デーのチラシ配布にもご協力いただいて帰ってまいりました。皆様の参加、出店、来場のご協力お願いいたします。

（お子様の手作り作品・お子様のオリジナルの絵葉書・去年好評だったチョコレートパフェなどを、出店したいと思っています）
（湯浅美奈子）

つながり祭報告

雨天決行

日時 2019 **5.19** (日)

AM10:00~PM2:30

場所 **県営福祉パーク**

磯城郡田原本町大字多722番地
(駐車場有ります)

参加協力券 **500**円 (中学生以下無料)

※当日、会場内にゴミステーションは設置いたしませんので、ゴミの持ち帰りにご協力下さい。

無料送迎バス 近鉄八木駅（南口）乗れる座席に限りありますので事務局まで事前にご連絡下さい。
TEL 090-2064-8781（事務局）

模擬店
障害者団体及び市民団体などによる約30店

ステージ
県内の障害者団体による文化活動の発表

子どもの広場
学生ボランティアによる楽しい遊びやゲーム等

バザー 物品提供にご協力お願いします！
参加者の皆さんから提供していただいた物品販売

福祉機器展

介護相談コーナー

教育・福祉相談コーナー

▼会場案内図

P 有ります

会場までの交通機関

- ・近鉄笠縫駅……1.3km 徒歩20分
- ・近鉄田原本駅……タクシー約10分

事務局／電話 090-2064-8781 (16時以降) **FAX 0742-27-9285** **奈良つながり祭** 検索

18・19日の連絡先 (18・19日は事務局はこちらにいます) ▶ **県営福祉パーク 電話 0744-32-8848**

■主催／奈良県障害者協議会 ■共催／社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団

■後援／奈良県 奈良市 大和郡田原市 大和郡山田市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 宇陀市 川西町 三宅町 田原本町
奈良新聞社 朝日新聞奈良総局 毎日新聞奈良支局 読売新聞奈良支局 産経新聞社 奈良日日新聞社 NHK奈良放送局 奈良テレビ放送



世界自閉症啓発デー
発達障害啓発週間
関連講演会

発達障害のある 子どもとの歩み

～子育て奮闘記とゲストトーク～

2019年
4/6(土)

ていあーでは毎年、奈良県内で「世界自閉症啓発デー」、「発達障害啓発週間」の関連イベントを行っています。
今回は、第53回NHK障害福祉賞にて最優秀賞を受賞された山口歩さんをお呼びし、2人の自閉症の息子さんら
の子育て奮闘の様子を記した「もしも願いが叶うなら～かあちゃんとうちゃんのおもしろ子育て奮闘記～」をも
とに基調講演をしていただきます。また、ゲストトークでは、特別支援教育に長く携わる先生方をお呼びし、
日々の発達障害の子どもとの関わりに役立つヒントを頂きます。
保護者や支援者（教職員・福祉施設職員）等、多くのご参加をお待ちしております。

<講演>

もしも願いが叶うなら
～かあちゃんとうちゃんの、
おもしろ子育て奮闘記～

●講師：山口 歩 氏（第53回NHK障害福祉賞
にて最優秀賞 受賞）

<ゲストトーク>

●出演：山口 歩 氏
山中 伸子 先生（生駒東小学校 教員）
中井 和代 先生（奈良県立教育研究所
特別支援教育部 部長）

聞き手：森山 貴司（奈良県発達障害者支援センター
ていあー センター長）

●日時

2019年4月6日（土）
13:30～16:30
（13:00 受付開始）

●場所

生駒市コミュニティセンター
（生駒セイセイビル）
※ 近鉄生駒駅から徒歩約3分

●定員

200名
（定員になり次第締め切り）

●参加費：無料

●申し込み：裏面記載



🕒 4/2は世界自閉症啓発デー、4/2～8は発達障害啓発週間です🕒

毎年4月2日は国連で定められた「世界自閉症啓発デー」です。全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われて
います。日本では毎年、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」として、各地でシンポジウムの開催やランドマークのブルー
ライトアップ等の活動を行っています。自閉症をはじめとする発達障害について知ってもらうこと、理解をしてもらうことは発
達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考えられています。

主催：奈良県・奈良県発達障害者支援センターていあー

2019年4月6日講演会 参加申込用紙

3月29日(金)締切

・この用紙が申込書になっています。参加票は発行致しませんので当日、直接会場までお越し下さい。

・予定変更の場合、また定員超過でご参加頂けない場合は、送信者の方にていあーからご連絡致します。

送信先	奈良県発達障害者支援センター でいあー 行	FAX 番号	0744-32-8761 ※でいあー事務所電話番号と異なります
(ふりがな) 送信元/者	()	ご連絡先	

【参加希望者】 ・当日の受付をスムーズに行うため、ふりがなのご記入にご協力をお願い致します

(ふりがな) ご氏名	ご所属 当てはまるもの全てに○をつけて下さい	お住まいの市町村 または ご所属先の市町村
()	※当事者・家族・企業・支援者 (福祉・労働・教育他) 所属先	() 市町村
()	※当事者・家族・企業・支援者 (福祉・労働・教育他) 所属先	() 市町村
()	※当事者・家族・企業・支援者 (福祉・労働・教育他) 所属先	() 市町村

合 計 参加人数()人

【意思疎通支援が必要な方は、ご記入下さい】 ※3/22(金)締切

参加希望者のご氏名…()

該当する支援に○をお付け下さい

…(手話通訳/要約筆記/盲ろう者向け通訳・介助/点字資料)

【ご質問等ございましたら、ご記入ください】

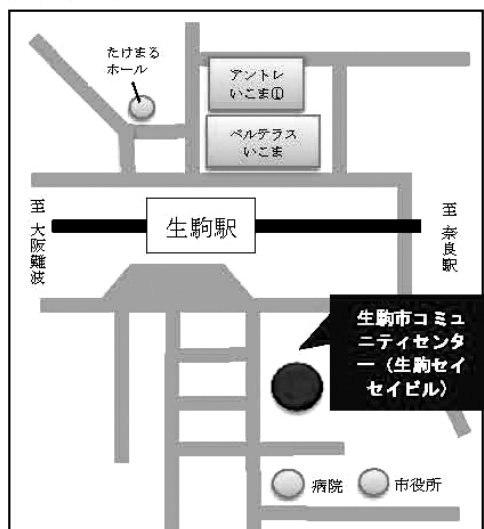
--

【会場アクセス】

生駒市コミュニティセンター
(生駒市元町1丁目6番12号 生駒セイセイビル内)

□電車：近鉄生駒駅から徒歩3分

□車：近隣の有料駐車場をご利用ください。



【世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間 関連イベント in 奈良】

○奈良県立図書情報館にて「発達障害啓発展示」開催 (3月下旬～4月中旬予定)

○発達凸凹50人会議 (4月13日予定) / 成人発達障害当事者対象

詳しくはでいあーホームページ (<http://deardeer.hozanji-wel.org>) まで

毎年、4月2日は世界自閉症啓発デー、
4月2日から8日は発達障害啓発週間
です。



世界自閉症啓発デー

発達障害啓発週間



関連イベント

2019年
4/13
(土)

発達障害のある人の 「働く」を考えるセミナー・ワークショップ

第一部 セミナー 「障がいのある人の働き方」

13時00分～14時30分
(受付開始12時30分～)

【講師】馬郡 繁 氏(サポート21・なら 代表)
【対象者】発達障がい当事者の方やそのご家族
一般/支援者・福祉・労働・教育・医療関係者・企業担当者等

【内容】
・障がい者雇用について:最近の話題提供
・障がい者の働き方について
・企業の求める障がい者とは など

定員 50名
参加 無料

【講師紹介】
シャープ(株)の特例子会社社長を経て、障がい者の就労と自立を支援する、コンサルタント事業「サポート21・なら」を設立。事業主や企業への障がい者雇用についての講演活動だけではなく、当事者・家族・教育関係者への支援等も積極的に行われています。

第二部 ワークショップ

15時00分～17時00分

当事者発!発達凸凹を生かした働き方を考える会議

「ドドンと はたらつく」はたらつく拡大版

発達障害の特性を生かして楽しく長く働くためにはどうすればいいのかが当事者同士で集まって話し合います。「はたらつく」は3ヶ月に1回、定期開催していますが、今回は拡大版として「ドドンと」実施します。初めての方も是非ご参加ください。

【対象者】

- 発達障害成人当事者(診断の有無は問わず)で、現在働いている方もしくは就労経験があり求職活動中の方(訓練中の方も含む)
- 就労支援機関職員・教職員・医療関係者・企業担当者等

【企画立案・運営】当事者会「はたらつく」メンバー

参加 無料
初参加 歓迎!

発達障害とは?

自閉スペクトラム症(ASD)・注意欠如多動症(ADHD)・限局性学習症(SLD)等のことです。個人の能力の中で、得意と不得意の差が大きく、対人関係・行動・学習などで困難を抱えることがあります。具体的には、「仕事が長続きしない」「対人関係が苦手」「片付けが苦手」「忘れ物が極端に多い」などの行動として現れます。先天的な障害ですが、障害の程度が様々なので、大人になるまで気づかれないことも多くあります。

【お申込み方法】 Emailか電話にてお申込ください

Email deardeer@hozanji-wel.org ⇒



※メールの件名は「4/13参加希望」とし以下をご記入ください。

- ①お名前(ふりがな) ②ご連絡先
 - ③お立場(当事者/保護者/支援者...所属先)
 - ④所属機関所在地市町村(当事者・保護者の方はお住まいの地域)
 - ⑤希望するプログラム(第一部のみ/第二部のみ/両方)
- 申込〆切 4月11日(木)

【お問い合わせ先】 支援センターでいあー TEL0744-32-8760

日 程 2019年4月13日(土)

時 間 13時00分～17時00分

第一部/第二部があります

会 場 イオンモール橿原3階 イオンホール
奈良県橿原市曲川町7丁目20-1
(JR金橋駅より徒歩10分)

主催 奈良県発達障害者支援センターでいあー
なら中和障がい者就業・生活支援センターブリッジ

奈良県での世界自閉症啓発デー & 発達障害啓発週間関連イベント

- 3/31(日) 10時～ 啓発ウォーク・・・JR奈良駅～興福寺石段下(主催:奈良自閉症協会)
- 4/2(火) 18時00分～20時00分 ブルーライトアップ・・・大和郡山市 郡山城跡天守台にて
- 4/6(土) 19時30分～16時30分 講演会「発達障害のある子どもとの歩み～子育て奮闘記とゲストトーク」



でいあー
ホームページ



奈良県障害者計画の次期改定について

1. 概要

現奈良県障害者計画の概要

- (1) 位置付け ・障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」を一体的に策定
- (2) 計画期間 ・H27年度～H31年度（5年間）
- (3) 計画項目 ・次の4部で構成
 - ①計画の基本（計画の目標・基本的な考え方・計画の期間と位置づけ）
 - ②施策類型と施策の方向等（施策体系・施策の方向・計画の推進体制等）
 - ③数値目標一覧
 - ④資料編

次期奈良県障害者計画の概要

- (1) 位置付け ・障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定
- (2) 計画期間 ・H32年度～H35年度（4年間） ※国の障害福祉計画及び障害児福祉計画（3年間）と計画期間を合わせるため。
- (3) 計画項目 現計画と同様

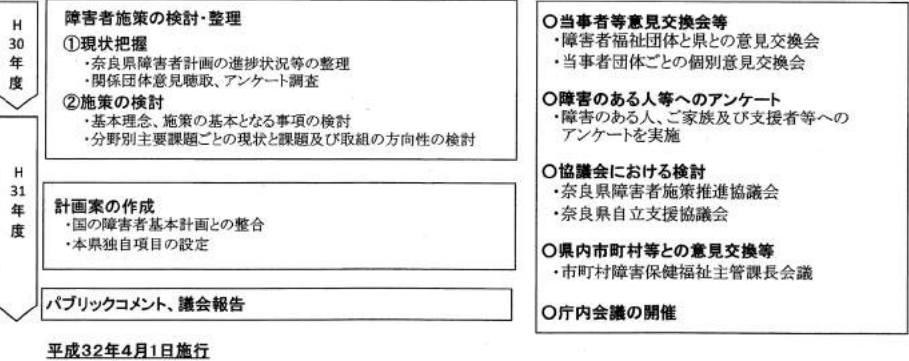
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41															
障害者計画	奈良県障害者長期計画2005(前期計画)					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画																			
障害福祉計画	第1期					第2期					第3期					(第4期)					(第5期)					(第6期)					(第7期)					(第8期)				
障害児福祉計画																					(第1期)					(第2期)					(第3期)					(第4期)				

2. 対応方針

基本的考え方

- 次の事項に取り組みながら、障害者計画の見直しを進める。
 - ① 現行計画の進捗状況の整理
 - ② 現行の障害者計画の達成度と満足度等を障害者関係団体への意見聴取及び障害者等へのアンケート調査により評価
 - ③ 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい条例」「奈良県手話言語条例」の取組推進等を反映
 - ④ 奈良県障害者計画において「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を明確に位置づけた構成にする。

策定プロセス



検討体制

- 庁内
 - 奈良県障害者政策推進本部会議（本部長：知事、副本部長：副知事、委員：全部局長） 平成31年6月
 - 庁内連絡会議（関係課室課長補佐級の職員） 平成31年3月、6月
- 庁外（協議会）
 - 奈良県障害者施策推進協議会（障害者基本法第36条） 平成31年5月、8月、12月
 - 奈良県自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3） 平成31年6月

時 期	H30年度			H31年度												H32年度																																																
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～																																																	
プロセス	①課題整理・意見徴収																②計画の見直し案の検討																③パブリックコメント 議会報告																④施行															
【現状の課題整理】	国計画分析 県計画進捗状況整理 団体意見聴取 12団体 12団体 とりまとめ・整理 アンケート調査 アンケー ト票配布 (3月上旬) ペ切 (4/30) とりまとめ・整理 取組の方向性の検討																																パブリックコメント																計画議会報告															
【取組の方向性の検討】																																																																
【計画案の作成】																																																																
片内連絡会議	●																●																																															
知事レク																	●																●																●															
施策推進協議会																	●																●																●															

※上記のほか、奈良県自立支援協議会を30年度に1回、31年度に1回開催、市町村主管課長会議31年度に1回開催し、意見交換等を実施

発達障害

シルコトカラ 08

生まれつき脳機能の発達に障害があるために起こるものであり、「自閉スペクトラム症（ASD）」、「注意欠如・多動症（ADHD）」、「限局性学習症（SLD）」の3つに大別されます。

次のような特徴があります。

- 「自閉スペクトラム症」、「注意欠如・多動症」、「限局性学習症」それぞれ重複することが多いです。
- 一人ひとりの特性は様々で、個々に症状は違います。
- 親の育て方や育った環境などが原因ではありません。

困っています

- 発達にアンバランスがあり、できること、できないことに差があります。
- 「言うことを聞かない」のではなく、「聞いていない」ようで聞いてないことや、「聞いていても理解できない」ことがあります。
- 「しない」のではなく、「することが困難」な場合があります。

配慮をお願いします

- それぞれの特性を理解して、その方にあった関わり方をしましょう。
- 状況の変化に柔軟に対応できないときは、落ち着ける場所に誘導しましょう。
- 思い込みで判断せず、見守ってみましょう。

自閉スペクトラム症（ASD）

社会性や対人面において、コミュニケーションや関係づくりが苦手、こだわりが強く、行動や興味や関心のかたよりがある、感覚の過敏などの特徴があります。

限局性学習症（SLD）

広範囲な知的発達に遅れはありませんが、全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読み書きや計算など、特定の能力に著しい困難があります。

注意欠如・多動症（ADHD）

注意を集中できない、「不注意」、じっとしてられない、「多動性」、考えるよりも先に行動する、「衝動性」、などの特徴があります。

特性を本人や周囲の人が理解し、それぞれにあったやり方で支えることができれば、持っている本来の力が生かされるようになります。

- 特性に個人差が大きく、外見からは見えづらいため、理解されにくいことがあります。

- 対人関係において距離感や場の雰囲気を読むことが困難で、自分の考えを譲りにくい方がいます。

- 急な変更や変化に対応することが苦手であることも多く、パニックに陥ってしまう方がいます。

- 事前に見通しを示しましょう。

- 具体的な表現で、分かりやすく伝えましょう。

- 肯定的な対応を心掛けましょう。

知的障害（P16）の症状が重複する場合があります。



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円